

[個人情報保護法制の最新動向]

5 倒産処理と情報資産をめぐる規律



橋本誠志 徳島文理大学総合政策学部



倒産事件と個人情報

COVID-19 のパンデミックは人類の営みを大きく転換し、観光をはじめ多くの産業に大きな影響を与えることになった。一方、今日、ICT 技術の発達により、人の移動や健康状態など、さまざまな情報がセンシングされ、ビッグ・データとして保存・利活用されている。こうしたビッグ・データの運用者について、我々はその事業が永続することがさも当然かのように捉えがちである。現実には、いかに順風満帆に見える企業でも経営的に行き詰まり、倒産することがあり得る。COVID-19 の流行は、それが突発的に起き得ることを示すことにもなった。ビッグ・データを保有している企業が倒産し、企業としての実態がなくなってしまう清算型処理が行われる。その場合に、当該事業者が運用していたデータがどう扱われるかについて果たして十分意識されているだろうか。データ保護に関するさまざまな法制度が整備されているが、情報運用主体が破産して組織としての自律性を失った場合にこうした法制度は適切に機能するだろうか。また、清算手続きという通常と異なる状況の下で、手続きの担い手の能力は確保されているだろうか。これらの問題は十分意識されているだろうか。これまでの各執筆者の議論を踏まえて本小特集の掉尾として本稿では、倒産と情報の関係をめぐる問題の現状を概説する。

倒産事象と情報が問題になった事件

以下では、倒産において個人情報の扱いが注目を浴びた事件を紹介する。

Toysmart 事件

Toysmart 事件^{☆1} は、2000 年代初めのアメリカで企業倒産処理手続時の個人情報保護政策に大きな影響を与えたとして有名である。オンラインで玩具を販売する事業者であった Toysmart.com Inc. は、当時の TRUSTe シール・プログラムのマーク許諾も受けていた。同社は自社 Web サイト上で収集した情報の第三者共有を行わない趣旨のポリシーを掲示した上で、氏名、住所、メールアドレス、請求書情報、家族構成、子供の誕生日に関する情報等を収集していた。しかし、経営不振に陥った同社は、2000 年 5 月 22 日に Web 上での操業を停止し、同年 6 月 9 日には同社の債権者が破産申立を行った。破産宣告を受けた同社は、保有資産の売却に関して、プライバシー・ポリシーで第三者への譲渡をしないと宣言していた個人情報データベースを保護者の同意なく売却しようとした。このため、FTC (Federal Trade Commission) は、同年 7 月 10 日、同社をプライバシー規則に関する不実表示を理由に当時の FTC 法 45 条 (a) 違反により提訴した。提訴後、FTC は、Toysmart 社に対して、家庭向け商品業

☆1 FTC v. Toysmart.com, LLC, and Toysmart.com, Inc., (U.S. District Court for the District of Massachusetts, Civil Action No.00-11341-RGS)

界の適格な買主に会社ごと売却される場合に限って、同社が有していた個人情報データベースのデータを譲渡できるとする和解案を提示した。しかし、2001年1月になっても同社の買主は現れなかったため、Toysmart 社の大株主であるインターネット関連会社が Toysmart 社の有していたデータを買い受けた上で破棄する結果となった。

CA 社破産事件

2018年5月3日、イギリスに本拠を有する政治コンサルティング会社ケンブリッジアナリティカ社(CA社)は破産手続を申請したと発表した。CA社とは2016年のイギリスにおけるEU離脱をめぐる国民投票(ブレグジット)や同年のアメリカ大統領選挙において、不適切な方法で取得したFacebookの利用者データを利用したと報じられてきたあの会社である。同社のコンサルティング手法は、デジタルゲリマンダ^{☆2}の一形態と考えることができ、これらの事件が破産申請の原因となったといえよう。

本件の特徴は以下の点にある。つまり、同社が取得した情報のデータセットに経済的価値が存在すると分かると、主に債権者はこれを破産財団に組み込みたいというニーズを有するようになる。他方で同社によるデータセットの保有が不正な取得によるという点を理由としてこれによる不法行為を主張して同社に損害賠償を請求する動きも見られる。破産した企業が平常時に取得した情報が金銭評価され、換価する実務対応が行われると仮定した場合、同社が取得した情報について、破産財団の規模を見積もって、配当が増加する元となる方向でデータセットを評価するのか、あるいは破産債権の原因として配当を減少させる要因としてデータセットを評価するのかどちらが優勢になるかという判断が必要な点にある。

デジタルゲリマンダがGDPR(General Data

^{☆2} 選挙区割の恣意的な画定を手段として特定の政党や候補者の有利・不利を図ることをゲリマンダと呼ぶ。これを、SNSを用いた世論操作を通じた投票行動への影響力行使をハーバード大学ロースクールのジョナサン・ジットレイ(Jonathan L. Zittrain)教授がデジタルゲリマンダと呼んだことが始まりとされる。

Protection Regulation:一般データ保護規則)^{☆3}上、SNS事業者がユーザの自動的プロファイリング・評価により分類することを違法とされた場合にはその効果として監督機関による制裁金の賦課、調査、作為・不作為に関する遵守命令、処理の禁止、データ主体に周知させる命令、認証撤回、警告などの措置が取られることになる。また、GDPR84条によれば、行政罰の対象とならないGDPR違反には加盟国に適用される他の罰則に関する規定を定め、罰則の執行可能体制確保措置を講じることを規定している。

また、1人の債務者に対して自国と外国との双方で倒産手続が行われる、並行倒産手続となるアメリカでは、消費者プライバシーオンブズマン制度が法定化されており、CA社の破産管財業務において、同社が取得した情報を破産管財人が譲渡・賃貸する際に(1)譲渡・賃貸がプライバシー・ポリシーと合致している点、(2)消費者プライバシーオンブズマン任命後に裁判所が譲渡・賃貸の事実・状況・条件につき十分考慮し、かつ譲渡・賃貸が倒産法以外の法律に違反しない点が証明される必要がある。クラスアクションが起こされた場合には破産管財人の財産処分権はさらに制約を受ける可能性がある。

本件はデータセットが生命線となる事業の運用者の破綻処理にデータの法的評価を含めた高度な知識が要求されるという、デジタルゲリマンダのようなことを想定すると、そのような高度な知識を広範囲の管財人候補者にどのように習得させるかという問題も我々に突き付けている。

破産者マップ事件

この事件は2019年3月にWebサイト『破産者マップ』上に、官報に掲載される破産者に関する

^{☆3} EU域内(EU加盟国および欧州経済領域(EEA)の一部であるアイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン)での個人データ保護を規定する法として、1995年から適用されていた「EUデータ保護指令(Data Protection Directive 95)」に代わって、2016年4月に制定され、2018年5月25日に施行された。GDPRでは個人データやプライバシーの保護について、EUデータ保護指令よりも厳格な規定を有している。また、EUデータ保護指令ではEU加盟国による国内法制化が必要だったが、GDPRでEU加盟国に同一に直接効力を有するようになった。(個人情報保護委員会Webサイト: <https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/GDPR/>)

包括的・網羅的な情報をデータベース化した上で、Google マップとの関連付け設定を施し、Google マップ上に破産手続を行った者の住所にピンを挿入するなどの方法で可視化が簡単にできるサイトというものが開設されたことに起因する。同サイトが開設された理由としては、破産者マップ公式 Twitter では「官報の情報は、図書館や大学・インターネット上で誰もが自由に知ることのできる情報であり、特にこのうち破産者情報については、広く国民が知ることで困っている破産者が社会で援助を受けることが可能になるとりわけ有益な情報であるにもかかわらず、官報の記載は個別的・断続的に公開されることから、それらの情報を国民が知るには利便性に欠けるため、表現方法を変える（破産者マップ上にて Google マップと関連付けさせて公開することで可視性を高める）ことで、破産者情報が固有として持つ本質的な価値（地域の一般市民が近隣の破産者を援助できる、という運営者が個人的に見出している価値のこと）を引き出せる」と挙げられている。2019年3月15日頃にこのサイトの存在が明らかになると2019年3月16日頃には230万アクセスを数えたとされる。その後個人情報保護委員会による行政指導が行われ、3月19日にサイト運営者からサイトの閉鎖連絡があり、『破産者マップ』サイトは閉鎖された。2021年8月には破産者マップに氏名や住所を掲載された破産者2人がプライバシーと名誉を侵害されたことを理由としてサイト運営者を東京地裁に民事提訴し、2021年9月24日に第1回口頭弁論が行われており本稿執筆時点で係争中である。また、サイト運営者が破産者からの申出を審査し、破産者マップから破産者の情報を削除する制度を悪用し、削除申請を有料化することを謳う第三者による詐欺事件が派生するなどの問題を生んだとされる。

倒産事件が情報処理にどのような課題をもたらすか

ここまで、倒産手続や倒産制度における情報、特

に個人情報の取り扱いをめぐって生じた事件を簡単に紹介した。これらの事件を簡単に整理すると、①個人情報保護法制に規定されている諸制度は事業を継続している情報運用事業者に対する規律が主となっており、組織としての規律が揺らいでいる倒産状態にある事業者に対する実効性は考慮されているのかという問題、②破産者の情報が官報により公開されるという倒産公告の意義と情報ネットワーク社会におけるプライバシーとの両立はどうあるべきかとの課題を突き付けている。

倒産手続における情報資産をめぐる規律について

以下では、倒産手続における情報資産をめぐる規律の現状について、特に2020年改正個人情報保護法までの状況について概説する。

企業倒産の手続概要

債務を負った人が経済的に苦しい状況に陥り、債権者への返済が事実上できなくなり、その際に債務者が立ち直るために裁判上の倒産手続が用意されている。裁判上の倒産手続には、「破産手続」や「民事再生手続」があり、このほかに裁判上の手続ではない処理として任意整理などがある。その中でも「破産手続」は、裁判所が破産手続の開始を決定し、破産管財人を選任して、破産管財人が債務者の財産を金銭に換えて債権者に配当する手続となる。

破産手続をはじめとした倒産手続は、多くの場合、関係者が申立てをすることから始まる。この関係者は債権者または債務者自身となることが多い。破産手続が開始される実質要件（破産原因）は支払不能、つまり一般的継続的に債権者への支払いができなくなる状態で、法人の場合は債務超過、つまり負債が資産を上回る状態でも破産原因となる。費用の予納と破産原因の認定により破産手続が正式に開始される。

それまでの間に財産の保全処分が出されることもあり、手続開始決定とともに裁判所により破産管財

人が選任される。破産管財人は裁判所の監督を受けながら債権の届出期間や債権者集会の期日、債権調査期日が決定される。破産手続が開始された後は債権者の個別的な権利行使が不可能となり、配当を希望する場合には破産債権の届出をする。破産管財人はその就任とともに債務者の財産管理処分を開始し、債権者に対してより多くの配当を実施することを目指して債務者の財産（破産財団）の規模を大きくするために破産財団に属する財産の換価を行っていく。財産換価により、配当表が作成され、関係者が閲覧した上で配当が行われることになる。以上が破産手続の流れの大まかな概略となる。

通常は、破産手続開始決定時点での債務者の全財産を金銭に換えた上で配当する¹⁾。また、「民事再生手続」では、経済的に苦しい状況に陥った法人や個人（債務者）が、自ら立てた再建計画（再生計画）案について、債権者の多数の同意と裁判所が当該計画案を認めることで債務者の事業や経済生活の再建（再生）を図る。この手続では、債務者は、事業を継続しつつ再生計画に基づいて債権者に債務を返済して残債務の免除を受ける。また、この手続では、債権者等の関係者にとっての公平性・透明性を確保するために債務者から財産状況などの情報提供を受けたり、必要に応じて債務者を監督する監督委員や債務者に代わって事業経営を行う管財人が選任されたりする¹⁾。

これらの倒産手続の中でも破産手続では、債務者の財産を集めて破産財団を形成し、破産財団の中から手続費用や弁済しなければならない債権（破産債権）などを賄い、残額を債権者に配当することになる。債権者から見ると破産財団の規模が大きければ大きいほど債権がより多く満足される可能性が高まる。破産財団を増やす方法としては、より多くの債務者の財産を換価することが基本となるが、従来、この財産の換価は破産者が法人の場合、当該法人が有する設備や機材などのいわゆる物的資産が念頭に置かれてきた。しかし、今日の情報社会では、情報やデータに経済的価値が認められる。民法では物を

有体物と定義していることから、情報やデータは有体物との結合関係の中で物的資産の中での評価の一環として捉えられてきた。つまりデータが格納された媒体とセットで資産とされてきた。これまでは有体物と情報やデータとの結合関係は比較的強かったが、IoTの普及などにより、有体物と情報やデータとの結合関係が以前ほどは強くなってきており、情報やデータの価値を破産財団の中で位置付ける必要が生じるようになってきている。

倒産処理手続における情報資産をめぐる規律の状況

上記のように、今日の倒産手続で情報やデータの価値を破産財団の中で明確に位置付けるためには、本小特集との関係では、特に個人情報保護法上の合法性の確保が必要であることは言うまでもない。倒産状態に陥った企業は組織としての規律や自律性が全面的、あるいは部分的に損なわれる場合があり、個人情報保護法制の各規律が法の想定通り機能するかどうかは不透明である。本小特集の全体テーマとなっている2020年、2021年改正個人情報保護法の段階で倒産手続に関係すると思われる明文の規定は第三者提供制限に関する23条5項2号が主なものとなる。本条は、合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合に、当該個人データの提供を受ける者は、23条1～4項までの規定の適用について、第三者に該当しないと規定する規定である。

専門家によれば、本号規定の下では、事業承継後も個人データが当該事業の承継により提供される前の利用目的内で利用しなければならないとしており、事業承継を目的とした契約締結前の交渉段階で相手会社から自社の調査を受け、自社管理の個人データを相手会社に提供する場合でも本号に該当し、事前に本人の同意を得ずに、または第三者提供時のオプトアウト手続を経ずに個人データの提供が可能である。その際、当該データの利用目的や取扱い方法、漏えい発生時の措置や事業承継交渉の不調時の措置

小特集 Special Feature

等の安全管理措置遵守のための契約を相手先と締結することが必要であるとする²⁾。

つまり、再生型手続で企業の組織が維持される場合や特定の事業組織を事業ごと他社に譲渡し、その利益で債務弁済を図る場合は、上述の通り、第三者提供の制限に該当しない。他方で事業と情報とを分離して切売りすることにより換価する場合は、第三者提供制限の例外は適用されない。筆者が倒産処理の場面での情報資産の規律の在り方に関する問題に着目し始めたのは2000年頃からであるが、この間、特に個人情報についての個人情報保護法上の取扱い類型にも匿名加工情報や仮名加工情報などの概念が次々と導入されてきており、2020年改正法施行後には、大量の個人情報を抱える事業者の場合、①個人データの加工を行わずに第三者提供を行うケース（本人から同意取得の上で提供・23条1項）、②本人がいったい判別できない程度に加工した情報について、匿名加工情報に加工の上で提供（本人からの提供同意取得なし）、③取得時の利用目的以外で内部のみで分析利用する場合（仮名加工情報）、④統計情報への加工を行い、個人情報保護法の適用対象外として取り扱うなどの選択肢が発生する³⁾。他方で提供元では個人データに該当しない情報でありながら、提供先で個人データとなり得る情報の第三者提供には、本人同意があることの確認の義務付けが導入された（2020年改正法26条の2）。このような情報には個人情報とのリンクが直接されていない、インターネットの閲覧履歴や位置情報、Cookieなどが含まれ得る³⁾。この規制は従来、第三者提供時の個人データ該当性を、提供元基準を前提に制度運用がなされてきたところ、ターゲティング広告やDMPなどの普及により、提供先で他の情報との照合を実施した上で他事業者に提供することで第三者提供時の本人からの同意取得を回避し、23条の規定趣旨を潜脱するスキームの存在が先のリクナビ問題で指摘された³⁾。倒産処理において、倒産企業がこうした情報を保有している場合、特に清算型処理ではそのチェックが必要となる。

問題は各破産事件の最前線に立って破産財団の維持管理を行う破産管財人の給源確保と法制度が破産管財人に与える能力、報酬、そして権限が刻々と進化する個人情報の利活用をめぐる技術や社会体に見合っているのかという問題である。破産管財人の給源となっているのは主に弁護士である。破産法80条では、破産管財人は破産財団に関する訴訟の当事者適格を有し、手続のあらゆる局面で各権限を行使して職務にあたり、利害関係者に対する善管注意義務を負うことになっている（破産法85条）。弁護士の分布は地理的にも分野的にも偏りが見られ、地理的には東京などの都市部に分布が集中し、分野的にも倒産事件専門の弁護士が見られる。事件の性格によっては所属事務所の他の事件の受任に影響が出るほどリソースを消費することもあるとされ、受任可能な弁護士はただでさえ縛りがかかることがある⁴⁾。その上で、倒産法制や個人情報保護法制、さらに最先端の情報技術の知識に通じた管財人の給源確保はより厳しくなることが考えられる。

e19からe20ページにかけて、情報の取扱いが問題となった倒産事件を紹介したが、e20ページで取り上げたCA社破産の事件では、SNS事業者がユーザを自動プロファイリングや評価することで分類することが違法とされた場合の監督機関による制裁や並行倒産手続が実施された場合に破産管財人の処分権が制約を受け得ることを述べた。2020年個人情報保護法改正では、日本国内にある者にかかわる個人情報などを取り扱う外国事業者が報告徴収や命令（罰則による担保あり）の対象とし、外国にある第三者への個人データ提供時の移転先事業者側での個人情報の取扱いについての本人への情報提供の充実などが求められた点と罰則が強化されている。また、24条では外国の第三者に対する個人データ提供時に移転先事業者側での個人情報の取扱いの方法についての本人への情報提供の充実が求められている⁵⁾。並行倒産手続が実施される場合のように複数の国にまたがる倒産処理では、各国の倒産法制との関係でもハーモナイゼーションを考慮する必要が

ある。また、組織としての実体を失う清算型の倒産処理では、破産管財人は事業者にとって自身の個人データの帰趨についてほぼ唯一の拠り所となることから、その負担はより大きなものとなることが予想される。

また、e20 から e21 ページで取り上げた破産者マップ事件は倒産企業が有していた情報の換価・管財業務と個人情報保護法制との関係というよりは、破産手続に関する重要事項の関係者への周知が重要であることから破産法で官報による公告制度を規定している（破産法 10 条 1 項）ところ、公告された情報が破産者や債権者ではない者によって可視化されたもので、情報資産の換価や管財をめぐる生じた問題ではない。文献 6) はこの問題について、破産者マップ自体にどのような権利利益の侵害が発生し、違法不当な行為が助長・誘発されるのかが十分説明されていないと指摘した上で破産者マップについて、オプトアウトを届け出るという手続論としての処理ではなく、破産者の権利利益保護の実態論を重視すべきであり、日本の個人情報保護法制上での事業者の利益と個人の権利利益との比較衡量のきっかけとなることを期待しているとする。

倒産処理における個人情報の扱いの 今後はどうなるか

今日、インターネットは都市部やそれ以外の地域の差を超えて利用可能であり、倒産事件の発生も時と場所を選ばない。他方で倒産事件を処理する弁護士のリソースは地理的、分野的に偏りがあるため、特に高度な法的判断が要求される情報資産、特に個人情報の合法性のチェックが現在の制度体系で可能なのかという問題は見過ごされがちではなかつただろうか。この点について、企業が個人情報を利活用する際に自社が破綻することなど想定している事業者はこれまでほとんどいまいと思われていたが、本稿の執筆にあたり、企業のポリシーを調べてみたところ、事業の全部または一部に関して合併、会社更

生・民事再生、買収、合併、譲渡、移転、売却、または処分（破産手続または同様の手続に関連する場合も含む）が発生した場合に関連する第三者にあらゆる個人情報を譲渡する可能性がある趣旨のポリシーを定める事業者や（図-1）で示した事例のように担当する破産管財事件で対象企業の Web サイト上に破産管財人としての個人情報保護方針を明記する破産管財人も現れ始めている。前者については、通常のプライバシー・ポリシーとは別に GDPR へ対応した個人情報保護方針を定め、その中で破産手続が発生した場合に関連する第三者にあらゆる個人情報を譲渡する可能性があることを宣言する事業者も登場している。

文献 5) は、信頼のある自由なデータ流通（DFFT）とデータ・ローライゼーションの関係について、我が国は、自由なデータ流通に資する監督機関の監督権限強化を目指すものとしていることを述べている。倒産制度も倒産企業の債務を配当するという目的のほかに倒産企業が培ってきた価値の継承を担う制度であるとも言える。そのことから、倒産制度の担い手である破産管財人の能力や権限と情報技術がもたらす影響との関係を考えていく必要があるように思われる。

参考文献

- 1) 裁判所「倒産手続」Web サイト, https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_minzi/minzi_02_02/index.html (2021.10.11 確認)
- 2) 石井夏生利, 曾我部真裕, 森 亮二 編著: 個人情報保護法コンメンタル, 勁草書房, p.307 (2021).
- 3) 渡邊遼介: データ利活用と民間の自主的取組の促進, ジュリスト, No.1551, pp.43-44 (Nov. 2020).
- 4) 佐藤鉄男・和田吉弘・日比野泰久・川嶋四郎・松村和徳 著: 民事手続法入門 [第 5 版], 有斐閣 (2018).
- 5) 寺田麻佑: 個人情報保護委員会によるエンフォースメントの強化と海外協力, ジュリスト, No.1551, pp.51-52 (Nov. 2020).
- 6) 宮下 紘: 個人情報取扱事業者の新たな義務, ジュリスト, No.1551, pp.38-40 (Nov. 2020).

(2021 年 12 月 5 日受付)

■橋本誠志 (正会員) shashimo@tks.bunri-u.ac.jp

1973 年生。関西学院大学法学部卒業。2003 年同志社大学大学院総合政策科学研究科博士課程修了。現在、徳島文理大学総合政策学部准教授。本会会誌編集委員、電子化知的財産・社会基盤研究会 (EIP) 幹事。情報ネットワーク法学会理事。情報法政策の研究に従事。著書として『電子的個人データ保護の方法』(信山社, 2007), 『倒産手続と情報資産』(信山社, 2020)。

個人情報保護方針

▶ 個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の取得

破産者××株式会社（以下「破産会社」といいます。）の破産管財人は、個人情報を適法かつ公正な手段により収集します。個人情報の提供を依頼する場合は、事前に収集の目的、利用の内容を開示した上で、破産管財人による正当な事業の範囲内で、その目的の達成に必要な限度において、個人情報を収集します。

2. 個人情報の利用および共同利用

破産管財人が取得した個人情報は、個人情報提供者から承諾を得た範囲内で、また収集目的に沿った範囲内で利用します。利用目的については、以下の「利用目的の範囲」のうち、破産管財人の正当な事業の範囲内でその目的の達成に必要な事項を利用目的とします。

(1) 利用目的の範囲について

- ・破産管財業務として通知・連絡をする場合
- ・個人情報提供者からの質問等への対応をする場合
- ・その他、個人情報提供者に事前に開示した目的に用いる場合

(2) 上記目的以外の利用について

上記以外の目的で個人情報提供者の個人情報を利用する必要がある場合には、法令により許される場合を除き、その利用について、個人情報提供者の同意を得るものとします。

3. 個人情報の第三者提供

破産管財人は、個人情報提供者の同意なしに第三者に個人情報の提供を行いません。ただし、破産管財人または破産会社が従うべき法令上の義務等の特別な事情がある場合は、この限りではありません。

4. 個人情報の開示・修正等の手続

個人情報提供者から提供を受けた個人情報について、照会、訂正または削除を要望される場合は、破産管財人までご請求ください。当該請求が破産管財業務に著しい支障をきたす場合や破産法の規定に抵触する場合を除き、合理的な期間内に、個人情報提供者の個人情報を開示、訂正又は削除します。

▶ お問い合わせ

個人情報の取り扱いに関するお問い合わせは、下記窓口にて受け付けております。

【個人情報取扱い窓口】

郵便番号
所在地
法律事務所
TEL
FAX
e-mail

▶ Cookie と Web ビーコンの利用

当サイトでは、ご利用者様のアクセス情報を取得するために「Cookie」や「Web ビーコン」といった技術を利用しております。これらにより取得した情報はいずれも個人を特定することはできません。なお、当サイトを、お使いのブラウザにおいて Cookie を受け付けない設定や、画像を表示しない設定でご利用いただく場合、Web サイトで提供している機能の一部がご利用できない場合がございます。

▶ Google アナリティクスの利用について

当サイトでは、Google アナリティクスを利用することがあります。Google アナリティクスは Cookie を利用して当サイトへのアクセス情報を収集します。アクセス情報の収集及び利用方法については、Google アナリティクスサービス利用規約及び Google プライバシーポリシーによって定められています。

詳細は以下のページをご参照ください。

<https://www.google.com/intl/ja/policies/privacy/partners/>

■図-1 破産管財人による個人情報保護方針の事例（破産事業者名や管財人名が特定できる情報は削除しています）